

○博物館の登録に関する規則

令和5年3月31日

市教育委員会規則第8号

博物館の登録に関する規則（平成27年3月24日市教育委員会規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録申請書等）

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の登録申請書に添付すべき書類として法第12条第2項第3号に規定する書類は、教育委員会が別に定める。

（登録原簿）

第3条 法第14条第1項に規定する博物館登録原簿は、様式第2号によるものとする。

（登録の審査）

第4条 教育委員会は、法第13条の規定による登録の審査に当たり、書面審査及び同条第3項に規定する意見聴取のほか、必要に応じて登録の申請のあった博物館の実地調査を行うものとする。

（登録事項等の変更の届出）

第5条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、様式第3号により行うものとする。

（定期報告）

第6条 法第16条の規定による定期報告は、様式第4号により行うものとする。

2 前項の定期報告に当たって添付すべき書類、提出時期等については、教育委員会が別に定める。

（登録の取消し）

第7条 教育委員会は、法第19条第1項の規定による博物館の登録の取消しをしようとするときは、同条第2項において準用する法第13条第3項の規定による意見聴取を行うほか、法第17条の規定による当該博物館の設置者に対する報告若しくは資料の提出

を求め、又は当該博物館の实地調査を行うことができる。

(廃止の届出)

第8条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、様式第5号により行うものとする。

2 前項の届出は、廃止した日から20日以内に行わなければならない。

(登録等の公示)

第9条 法第11条、第15条第2項、第19条第1項及び第20条第2項の規定による公表は、インターネットを利用して行うものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

岡山市教育委員会 様

申請者名

博物館法（昭和26年法律第285号）第12条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添付の上、次のとおり登録を申請します。

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
備 考	

様式第2号（第3条関係）

博 物 館 登 録 原 簿							
事 項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更		
	年月日	年 月 日	年月日	年 月 日	年月日	年 月 日	
	番 号	第 号					
設 置 者 の 名 称							
設 置 者 の 住 所							
博 物 館 の 名 称							
博 物 館 の 所 在 地							
備 考							

様式第3号（第5条関係）

博物館登録事項等変更届

年 月 日

岡山市教育委員会 様

博物館名

届出者名

博物館法（昭和26年法律第285号）第15条第1項の規定により、次のとおり届け  
出ます。

変 更 事 項	変 更 年 月 日	変 更 の 内 容	変 更 の 理 由
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

様式第4号（第6条関係）

定期報告

年 月 日

岡山市教育委員会 様

申請者名

博物館法（昭和26年法律第285号）第16条の規定により、次のとおり報告します。

運 営 状 況	
そ の 他 報 告 事 項	
添 付 書 類	

様式第5号（第8条関係）

博物館廃止届

年 月 日

岡山市教育委員会 様

博物館名

届出者名

博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
登 録 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第8条関係)